	野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を家きんに給与する場合には、消毒をしている。
	野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット等の設置及び修繕をしている。
	家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、破損箇所の修繕をしている。
	家きんの死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。

5．衛生管理区域の衛生状態の確保

	家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的にしている。
	家きん舎又はケージが空になつた場合には、清掃及び消毒をしている。
	家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養していない。

6．家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処

	家きんに特定症状（※）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。
	家きんに特定症状を確認した場合には、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。
	家きんに特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。
	毎日、飼養する家きんの健康観察をしている。
	他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家きんの健康状態の確認等をしている。
	他の農場から家きんを導入した場合には、当該家きんに異状がないことを確認するまでの間は、他の家きんと接触させないようにしている。
	家きんの出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。
	家きんの死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。

7．埋却等の準備

	埋却地を確保している。
	焼却又は化製のための準備措置を講じている。

8．感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

	衛生管理区域に立ち入つた者に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。
	家きんの所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。
	家きんの導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。
	家きんの異状に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。

9．大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）

	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとつている担当獣医師又は診療施設を定め、家きんの健康管理について定期的に指導を受けている。
	従業員が家きんに特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※　特定症状（対象とする家畜伝染病：高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ）

①同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間）における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
②家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。